

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年3月定例会

議案の 件名	議案第7号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）
-----------	------------------------------------	------------	--

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定める。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>保険料・率を条例に規定している市町村においては、料・率を変更する場合、同様の改正を行う。</p>												
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>増大する医療費、少子高齢化、被保険者の低所得化などを背景に、平成27年5月27日「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から国民健康保険の運営が都道府県単位化され、国民健康保険制度の安定を図ることとされたため、必要な改正を行う。</p> <p>また、未就学児の均等割保険料について、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、令和4年4月1日から軽減措置が講じられることにより改正を行う必要がある。</p>	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,868,097</td> <td></td> <td>17,790</td> <td></td> <td>1,850,307</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	1,868,097		17,790		1,850,307	
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源							
	1,868,097		17,790		1,850,307								
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>令和4年1月1日 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行</p> <p>令和4年2月4日 交野市国民健康保険運営協議会から保険料率等について答申</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>												
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）</td> <td>11. 困難を抱えている人をみんなで支えあっている 12. 安心して子どもを生み育てることができる。 16. 病気になるよう予防や衛生環境に気をつけている</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○その他の計画（該当する場合のみ）</td> </tr> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>	“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	11. 困難を抱えている人をみんなで支えあっている 12. 安心して子どもを生み育てることができる。 16. 病気になるよう予防や衛生環境に気をつけている	○その他の計画（該当する場合のみ）		計画名称		策定年度		計画期間			
“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	11. 困難を抱えている人をみんなで支えあっている 12. 安心して子どもを生み育てることができる。 16. 病気になるよう予防や衛生環境に気をつけている												
○その他の計画（該当する場合のみ）													
計画名称													
策定年度													
計画期間													
<p>〈政策等の実施時期〉</p> <p>令和4年4月1日</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>医療保険課</td> <td>有・無 新旧対照表等</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	市民部	医療保険課	有 ・無 新旧対照表等						
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）											
市民部	医療保険課	有 ・無 新旧対照表等											

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1. 改正の目的

基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料・率を改正することにより、令和4年度の保険料・率を定める。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、世帯の所得に関わらず、国・地方の取組みとして未就学児の均等割保険料の軽減を実施する。

2. 改正の内容

・保険料・率の改正

【令和4年度保険料・率】

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.47%	2.57%	2.47%
均等割	30,331 円	9,314 円	17,520 円
平等割	29,692 円	9,195 円	—

大阪府・交野市
保険料激変緩和措置実施



【令和3年度保険料・率】

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.64%	2.72%	2.58%
均等割	30,331 円	9,446 円	17,520 円
平等割	29,692 円	9,247 円	—

・未就学児の均等割保険料の改正

対象は、全世帯の未就学児とする。

当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。

公費の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市1/4

3. 施行日

令和4年4月1日

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）新旧対照表

新	旧
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の3 保険料のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）を除く被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条及び第23条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額</p> <p>ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の3 保険料のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）を除く被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条_____ _____の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額</p> <p>ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転</p>

新	旧
<p>換支援助金等（以下「病床転換支援助金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ハ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>ニ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>ホ 保健事業に要する費用の額</p> <p>ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援助金等及び病床転換支援助金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法第74条の規定による補助金の額</p>	<p>換支援助金等（以下「病床転換支援助金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ハ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>ニ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>ホ 保健事業に要する費用の額</p> <p>ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援助金等及び病床転換支援助金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法第74条の規定による補助金の額</p>

新	旧
<p>ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>（1） 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第6項第1号に掲げる額（規則で定める額を除く。）</p> <p>（2） 算定政令第6条第6項第2号に掲げる額</p> <p>（3） 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保</p>	<p>ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>（1） 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第6項第1号に掲げる額（規則で定める額を除く。）</p> <p>（2） 算定政令第6条第6項第2号に掲げる額</p> <p>（3） 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金及び国民健康保</p>

新	旧
<p> 険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（規則で定める額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額 （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の8.47</u> (2)・(3) (略) 2・3 (略) （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額） 第16条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第23条及び第23条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の </p>	<p> 険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（規則で定める額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額 （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の8.64</u> (2)・(3) (略) 2・3 (略) （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額） 第16条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第23条_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の </p>

新	旧
<p>納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.57</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき<u>9,314円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき<u>9,195円</u></p> <p>ロ 特定世帯 イの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 特定継続世帯 イの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の</p>	<p>納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.72</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき<u>9,446円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき<u>9,247円</u></p> <p>ロ 特定世帯 イの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 特定継続世帯 イの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の</p>

新	旧
<p>保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.47</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(低所得者の保険料の減額)</u></p> <p>第23条 (略)</p> <p><u>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第23条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。</u></p> <p><u>2 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5又は第16条の5の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と、第2項中「第</u></p>	<p>保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.58</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(保険料の減額)</u></p> <p>第23条 (略)</p>

新	旧
<p><u>16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額</u></p> <p><u>(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）</u></p> <p><u>5 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5又は第16条の5の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と、第5項中「第</u></p>	

新	旧
<u>16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</u>	